

## 産業廃棄物処理計画書

令和6年5月10日

広島市長

## 提出者

住所 広島市安佐北区口田一丁目7番8号

氏名 有限会社 太法建設

代表取締役 太刀掛 佑貴

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-516-5582

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 太法建設
事業場の所在地	広島市安佐北区口田一丁目7番8号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	148,749,000円
③従業員数	8人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物発生（工事現場）→ 収集・運搬 → 処分（処分業）

条別別紙1  
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量  
計画：今年度（令和6年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず	5.84	100									5.84	100			5.84	100				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
缶さい																				
がれき類	823.76	300									823.76	300			823.76	300				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	829.6	400	0	0	0	0	0	0	0	0	829.6	400	0	0	829.6	400	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

**【参考様式】**

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

代表取締役 → 現場作業担当責任者
-------------------

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	各現場に排出抑制を促す
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も同様に各現場に抑制を促す

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	コンクリート殻・アスファルト殻・木くず等に分別する
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後も同様に分別作業をする

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	収集業者及び処分業者との適正な委託契約を終済している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も同様に適正な委託契約書の締結に努める。